平成２１年（フ）第２７９５号
福岡市南区花畑２丁目39番１―201号
債務者　野口　奈美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８００号
福岡県大野城市若草３丁目18番25号セジュールヴォヌール205号
債務者　木下　　長
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８０１号
福岡県大野城市若草３丁目18番25号セジュールヴォヌール205号
債務者　木下　真美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８０６号
福岡市南区市崎２丁目５番20―101号
債務者　吉永留美子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８１８号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄西４丁目６番６号
債務者　田中　泰之
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８２８号
福岡市早良区野芥６丁目19番１号
債務者　筒井　浩美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８４５号
福岡市東区奈多１丁目３番20―208号
債務者　牧山　啓介
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８６０号
福岡県糟屋郡志免町松ケ丘17番301号
債務者　成田　三枝
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８８７号
福岡県筑紫野市原田４丁目10番地６ＪＹＵＲＡＫＵⅡ103号
債務者　矢田貝龍也
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８９１号
福岡県前原市前原駅南１丁目25番31号筒井荘１階２号室
債務者　河上　仁美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８９７号
福岡市博多区板付７丁目４番18号
債務者　山川　政子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９５６号
福岡市博多区上牟田３丁目２番12―401号
債務者　石川　達也
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９６９号
福岡県大野城市緑ケ丘４丁目13番９号
債務者　川内丸　努
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９７０号
福岡県大野城市緑ケ丘４丁目13番９号
債務者　川内丸真由美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９９０号
福岡県宗像市石丸１丁目５番５号第二矢車荘13号
債務者　中谷なぎさ
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３００４号
福岡県筑紫郡那珂川町今光４丁目80番地迎陽館203号
債務者　斉藤　勝志
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３００７号
福岡市城南区梅林１丁目19番19号
債務者　平間良太郎
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０１４号
福岡県糟屋郡志免町片峰１丁目２番11―306号
債務者　永翁　和幸
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部